

埼玉県建築設計監理委託料算定基準

平成30年4月

埼玉県

目 次

埼玉県建築設計監理委託料算定基準

第 1 章 積算の基準	1
第 1 目 的	1
第 2 適用範囲	1
第 3 設計監理委託料	1
第 2 章 設計監理委託料の算定方法	7
第 1 設計に係る業務に関する算定方法 1 (延べ面積に基づく算定方法)	7
第 2 設計に係る業務に関する算定方法 2 (図面目録に基づく算定方法)	9
第 3 耐震改修設計業務に関する算定方法	11
第 4 設計意図伝達業務に関する算定方法	11
第 5 工事監理業務に関する算定方法	12
第 6 耐震診断業務に関する算定方法	13

埼玉県建築設計監理委託料算定基準

第1章 積算の基準

第1 目 的

この基準は、埼玉県の発注する建築物及びその付帯施設（以下「建築物等」という）に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該設計業務委託料及び工事監理業務委託料（以下「設計監理委託料」という。）の積算の標準的な方法について、平成21年国土交通省告示第15号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計監理委託料の適正な積算に資することを目的とする。

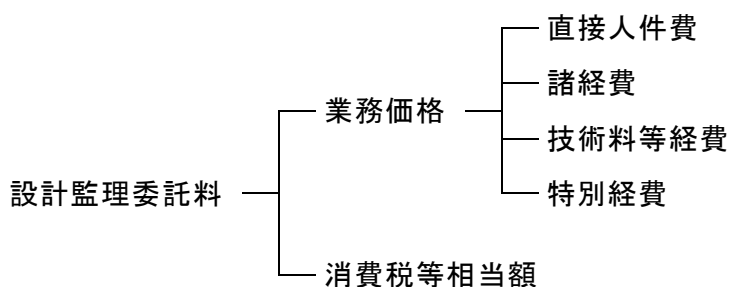
第2 適用範囲

この基準は、建築に関する工事の設計、工事監理又は耐震診断に関する業務（以下「建築設計業務等」という。）に適用する。

第3 設計監理委託料

1 設計監理委託料の構成等

設計監理委託料の構成は、以下のとおりとする。



2 設計監理委託料を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、建築設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

(2) 諸経費

諸経費は、建築設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等、建築設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、建築設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、建築設計業務等に課される消費税等の額とする。

3 設計監理委託料の積算

設計監理委託料は、次式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{（設計監理委託料）} &= \text{（直接人件費）} + \text{（諸経費）} + \text{（技術料等経費）} \\ &\quad + \text{（特別経費）} + \text{（消費税等相当額）} \\ &= \text{（業務価格）} \times \{ 1 + \text{（消費税等率）} \} \end{aligned}$$

4 設計監理委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託する業務（以下「委託業務」という。）に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$\text{（直接人件費）} = \sum \{ \text{（業務人・時間数）} \times \text{（直接人件費単価）} \}$$

ア 業務人・時間数

(7) 業務人・時間数は、委託業務に係る共通仕様書及び特記仕様書に記載の業務の履行にあたって必要となる技術者の労務の数量をいう。

(4) 埼玉県建築設計業務委託共通仕様書を適用して設計に係る業務を委託する場合の、当該業務の実施に必要な業務人・時間数の算定は、一般業務のうち特記仕様書に定められた業務に係る内容及び追加業務に係る業務人・時間数の合計とする。

一般業務の内容には、以下の資料作成等を含む。

- 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる図書の作成（第2章第3の算定方法による場合の計画通知又は建築確認申請に必要な図書の作成は除く。）
- 工事費概算書の作成

第2章第1及び第2の算定方法による場合の追加業務となる業務内容を以下に例示する。

- 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
- 透視図作成等
- 模型製作等
- 計画通知又は建築確認申請手続業務（必要な図書の作成を除く。）
- 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る業務）
- リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

第2章第3の算定方法による場合の追加業務となる業務内容を以下に例示する。

- 第2章第1及び第2の算定方法による場合の追加業務
- 計画通知又は建築確認申請に必要な図書の作成に係る業務
- 既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸

- 図その他これに類するものを除く。)及び仕様書)が現存しない場合における耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修)に係る設計に必要な設計図書の復元に係る業務
- 耐震改修設計に係る成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務

- (ウ) 耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断)に関する業務を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの(以下「耐震診断一般業務」)及び契約書並びに質問回答書、図面、仕様書等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務(以下「耐震診断追加業務」)の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

耐震診断追加業務となる業務内容を以下に例示する。

- 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務
- 非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務
- 実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務
- 耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- 建築関係法令への適合性の確認に係る業務(耐震診断一般業務に係る業務内容を除く。)

- (イ) 埼玉県建築工事監理業務委託共通仕様書を適用して工事監理に関する業務を委託する場合の、当該業務の実施に必要な業務人・時間数の算定は、一般業務のうち特記仕様書に定められた業務範囲に係る内容及び追加業務に係る業務人・時間数の合計とする。

追加業務となる業務内容を例示する。

- 完成図の確認
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1

項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

(オ) 建築設計業務等を、やむを得ない事情により分割して委託する場合の、分割された各業務に係る業務人・時間数は、建築設計業務等の全体に係る業務人・時間数をもとに、分割された業務内容に応じて適切に設定するものとする。

イ 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す方法により算定した業務人・時間数は、一級建築士取得後3年未満若しくは二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験のある者又は大学卒業後5年以上相当の能力のある者が業務に従事することを想定した値となっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省で公表している「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師（C）」単価を用いることができるものとする。

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

なお、諸経費率は、1.0を標準とする。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

なお、技術料等経費率は、0.2を標準とする。

$$(\text{技術料等経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$$

(4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

契約保証料は実情に応じて特別経費に計上する。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

5 延べ面積及び工事費

(1) 第2章第1、第3、第5又は第6における延べ面積は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。

なお、第2章第1の算出方法による場合は、計画上の延べ面積とすることができるものとする。

(2) 第2章第2における工事費は、委託業務の対象となる建築改修工事又は設備改修工事の工事費とし、消費税等相当額及び明らかに設計の対象に含まれない部分（敷地調査費、負担金等）に係る経費を除くものとする。

なお、設計業務等委託料の算定にあたっては、計画上の工事費を用いることができるものとする。

6 契約変更の扱い

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託の条件や内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を適切に算定する。

(2) 計画上の延べ面積又は工事費が変更された場合を除き、設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。

(3) 業務の契約変更を行う場合には、変更対象となる業務に係る業務価格に、「当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額／当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格」の比率を乗じた額に消費税等相当額を加えた額を変更分の設計業務等委託料とする。

第2章 設計監理委託料の算定方法

第1 設計に係る業務に関する算定方法1（延べ面積に基づく算定方法）

この算定方法は、埼玉県建築設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) = & (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ & + (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 一般業務に係る総業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、委託業務に従事する技術者が、一般業務に含まれる業務の全てを行う場合に必要となる業務人・時間数とし、別表1-1に掲げる建築物の種類、延べ面積に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数の算定

一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務のうち委託業務に含まれない業務がある場合の、当該含まれない業務が一般業務に係る総業務量に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = & (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ & \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

ア 対象外業務率の設定にあたり使用する業務細分率は、別表2-2により設定することができる。

イ 一般業務に係る対象外業務率の設定

契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目ごとに委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

(3) 特殊要因による補正

建築物又はその敷地等がア又はイに該当する場合は、構造設計又は設備設計に係る業務量について、それぞれに掲げる係数により補正するものとする。

ア 構造設計等に係る特殊要因による業務量を補正する場合

標準補正係数	補正対象とする主な場合
①業務量に1.2を乗 じる場合	敷地が以下に該当する場合 ・構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤である場合 ・構造設計に相当程度影響のある高低差がある場合 等
②業務量に1.3を乗 じる場合	平面が以下に該当する場合 ・アトリウム、ピロティ等を有することが計画上明らかである場合 等
③業務量に1.4を乗 じる場合	・①②のいずれにも該当する場合

イ 設備設計等に係る特殊要因による業務量を補正する場合

標準補正係数	補正対象とする主な場合
業務量に1.4を乗 じる場合	・中央管理方式の空気調和設備を有することが計画上明らかな場合 ・スプリンクラー設備を有することが計画上明らかな場合

2 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、設計業務に関係して以下に掲げる業務を委託する場合の、当該業務に係る業務人・時間数はそれぞれに掲げるところにより算出することができるものとする。

(1) 成果図書に基づく積算業務として以下の内容の業務を委託する場合

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積徴収
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務の業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.15$$

ただし、上記式において実施設計に係る業務人・時間数の算定にあたっては1(3)ア②に該当する補正相当分を算入しないものとする。

- (2) 計画通知又は建築確認申請関係の手続業務を委託する場合

構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合
3 2 人・時間

構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合
2 4 人・時間

構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合
1 6 人・時間

第 2 設計に係る業務に関する算定方法 2（図面目録に基づく算定方法）

この算定方法は、埼玉県建築設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実態に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ &+ (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

- (1) 一般業務（ここでは実施設計のみを対象とする。）に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面 1 枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。

$$(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = \sum (\text{図面 1 枚毎の業務人・時間数})$$

- (2) 一般業務の一部を委託しない場合の図面 1 枚毎の業務人・時間数の算定

一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。ここで、「図面 1 枚毎の対象外業務率」とは契約図書等の定めにより、実施設計に係る一般業務のうち委託業務に含まれない業務がある場合の、当該含まれない業務が実施設計に係る一般業務に係る総業務量に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) &= \sum \{ (\text{図面 1 枚毎の業務人・時間数}) \\ &\times (1 - (\text{図面 1 枚毎の対象外業務率})) \} \end{aligned}$$

ア 対象外業務率の設定にあたり使用する業務細分率は別表 2-2 により設定することができる。

イ 一般業務に係る対象外業務率の設定

契約図書等の定めに基づき、図面目録に掲げられた各図面について、別表 2-2 に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を 0 を超え 1.0 以下の範囲で設定し、それに基づき図面 1 枚毎の対象外業務率を設定することができる。

なお、発注者が既存図面、その電子データ等を受注者に提供する場合に、その利用により、設計図書の作成に業務人・時間数が軽減できる場合についても、その低減分を項目別対象外業務率又は図面 1 枚毎の対象外業務率として設定することができるものとする。

(3) 図面 1 枚毎の業務人・時間数

図面 1 枚毎の業務人・時間数は、図面 1 枚（大きさは、841 mm×594 mm（A 1 版型）を標準とする。）当たりの作成に係る業務人・時間数のことをいい、建築改修工事分、設備改修工事分のそれぞれについて、以下の算定式により得られた業務人・時間数をもとに、各図面の複雑度を判定し設定することができる。

ア 建築改修工事分の設計に係る図面 1 枚毎の業務人・時間数

$$\text{業務人・時間数} = \frac{(\text{換算人・時間数 1} \times \text{実施設計業務に関する業務細分率の合計})}{(\text{算定係数 1} \times \text{建築改修相当工事費}^{\wedge} 0.4625)} \times \text{複雑度}$$

イ 設備改修工事分の設計に係る図面 1 枚毎の業務人・時間数

$$\text{業務人・時間数} = \frac{(\text{換算人・時間数 2} \times \text{実施設計業務に関する業務細分率の合計})}{(\text{算定係数 2} \times \text{設備改修相当工事費}^{\wedge} 0.5176)} \times \text{複雑度}$$

ここで、「換算人・時間数 1」及び「換算人・時間数 2」は、改修設計業務の対象である改修工事に係る工事費の総額のうち、建築改修分の工事費、設備改修工事分の工事費からそれぞれ以下の算定式により得られた値を延べ面積と見なして、第 1 1 (1) により算出した業務人・時間数のうち、「換算人・時間数 1」にあっては「総合」及び「構造」の合計、「換算人・時間数 2」にあっては「設備」に係る業務人・時間数とする。

$$\text{換算人・時間数 1 に係る見なし延べ面積} = \left[\frac{\text{建築改修相当工事費}}{\text{算定係数 3}} \right]^{\wedge} 1.0756$$

$$\text{換算人・時間数 2 に係る見なし延べ面積} = \left[\frac{\text{設備改修相当工事費}}{\text{算定係数 4}} \right]^{\wedge} 0.90638$$

(注) 上記各式中の各工事費は千円単位とする。

算定係数 1 から 4 は工事費単価の変動に応じて設定する。

ウ 複雑度は、図面 1 枚毎に別表 2-1 により設定することができる。

2 追加業務に係る業務人・時間数の算定

第 1 2 に準じ、業務内容の実態に応じて算定する。

第 3 耐震改修設計業務に関する算定方法（延べ面積に基づく算定方法）

この算定方法は、埼玉県建築設計業務共通仕様書を適用し、延べ面積の合計が別表 1-3 に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修設計の一般業務のうち基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) = & (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ & + (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

- (1) 一般業務（ここでは構造に係る基本設計及び実施設計を対象とする。）に係る業務人・時間数の算定

別表 1-3 に掲げる算定式により算定する。

2 追加業務に係る業務人・時間数の算定

第 1 2 に準じ、業務内容の実態に応じて算定する。

なお、別表 1-3 で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれているので、第 1 2 (1) の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定する。

第 4 設計意図伝達業務に関する算定方法

この算定方法は、第 2 章第 1 又第 2 による設計業務に関する算定方法に基づく設計業務の受注者に、当該設計対象である工事の実施に伴う設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

- (1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等の定めに基づき算定する。

- (2) (1) によるほか、第 1 の算定方法を用いる場合は、別表 2-2 に掲げる基本設計に関する

る業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

第5 工事監理業務に関する算定方法

この算定方法は、埼玉県建築工事監理業務委託共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) \\ &+ (\text{追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 新築工事の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) &= (\text{一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ &\times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

ここで、一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-1に掲げる建築物の種類、面積に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

(2) 対象外業務率の設定

契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

なお、受注者が行わない業務が発生する例を以下に示す。また、これに対応する標準的な対象外業務率は別表2-4によることができるものとする。

通常、受注者が行わない業務

- 請負代金内訳書の検討及び報告
- 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- 工事期間中の工事費支払い請求の審査
- 最終支払い請求の審査

通常、受注者がその一部を行わない業務

- 「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及

び「工事施工者への通知」

- 「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- 「工事監理報告書等の提出」のうちの建築基準法に基づく報告書の提出
- 「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- 「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」及び「承認」
- 「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法に基づく検査書類の作成等

(3) 特殊要因による補正

敷地又は設備の状況により、第1-1(3)の規定を準用する。

2 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積、階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務に関係して、完成図の確認業務を追加業務とする場合の業務人・時間数は、1(1)により算定した業務人・時間数に、建築工事（総合及び構造の合計）及び設備工事の別に、別表2-5に掲げる追加業務率を乗じることにより算出できるものとする。

第6 耐震診断業務に関する算定方法

この算定方法は、延べ面積の合計が別表1-4に掲げる建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。

1 業務人・時間数の算定

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} (\text{業務人・時間数}) = & (\text{耐震診断一般業務に係る総業務人・時間数}) \\ & + (\text{耐震診断追加業務に係る業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表1-4に掲げる算定式により算定する。

2 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

別表 1 - 1 建築物の類型（告示別添二による建築物の類型）

建築物の 類型	建築物の用途等	
	第1類（標準的なもの）	第2類（複雑な設計等を必要とするもの）
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を付帯する工場等
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
第六号	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、専 門学校（実験施設等を有するもの）、研 究所等
第九号	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、 保養所等
第十号	病院、診療所等	総合病院等
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、 リハビリセンター等	多機能福祉施設等
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館 研修所、警察署、消防署等

(注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。

2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別表 1-2 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数

建築物の類型	建築物の用途等	適用規模及び算定式 A : 業務量(人・時間) S : 延面積の合計(m ²)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
				設計			工事監理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第一号	第1類	S < 500 m ² A = a × S + b	係数 a	0.85946	0.4265	0.38765	0.44425	0.15302	0.14488
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	23.835	7.5619	14.681	35.649	13.279	26.182
			係数 b	0.4741	0.5545	0.434	0.3109	0.3257	0.2098
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.061826	0.050866	0.023435	0.012046	0.0054425	0.0021935
			係数 b	1371.6	817.33	611.25	533.97	225.35	165.23
	第2類	S < 1,000 m ² A = a × S + b	係数 a	1.142	0.32444	0.27028	0.73318	0.10197	0.087533
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	44.095	7.5619	14.681	88.409	13.279	26.182
			係数 b	0.4741	0.5545	0.434	0.3109	0.3257	0.2098
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.11438	0.050866	0.023435	0.029873	0.0054425	0.0021935
			係数 b	2537.5	817.33	611.25	1324.2	225.35	165.23
第二号	第1類	S < 500 m ² A = a × S + b	係数 a	0.864	0.48489	0.2395	0.70765	0.12068	0.048439
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	14.652	4.7233	1.1954	79.95	2.4966	0.83381
			係数 b	0.5532	0.6489	0.7707	0.2499	0.5664	0.6529
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.097069	0.094696	0.095098	0.011868	0.019299	0.0175
			係数 b	1568	1024.7	565.88	712.47	295.5	186.06
	第2類	S < 1,000 m ² A = a × S + b	係数 a	1.448	0.39378	0.22125	1.0633	0.1009	0.051817
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	32.234	4.7233	1.1954	193.48	2.4966	0.83381
			係数 b	0.5532	0.6489	0.7707	0.2499	0.5664	0.6529
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.21355	0.094696	0.095098	0.028721	0.019299	0.0175
			係数 b	3449.5	1024.7	565.88	1724.2	295.5	186.06
第三号	第1類	S < 500 m ² A = a × S + b	係数 a	2.6249	1.0238	0.92718	1.3666	0.44499	0.32787
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ² A = a × S _b	係数 a	55.818	46.861	38.963	54.318	133.98	16.743
			係数 b	0.511	0.3921	0.4066	0.413	0.0981	0.3891
		10,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.31564	0.068016	0.067022	0.10067	0.0032442	0.023458
			係数 b	3020.6	1054.5	978.14	1430.8	298.26	368.3
	第2類	S < 1,000 m ² A = a × S + b	係数 a	2.2042	0.67925	0.62233	0.91777	0.23984	0.22211
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ² A = a × S _b	係数 a	65.307	46.861	38.963	54.318	133.98	16.743
			係数 b	0.511	0.3921	0.4066	0.413	0.0981	0.3891
		10,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.3693	0.068016	0.067022	0.10067	0.0032442	0.023458
			係数 b	3534	1054.5	978.14	1430.8	298.26	368.3
第四号	第1類	S < 500 m ² A = a × S + b	係数 a	2.0329	0.86646	0.63859	0.87156	0.26766	0.11734
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ² A = a × S _b	係数 a	70.036	21.041	5.9955	74.988	26.356	0.69605
			係数 b	0.4342	0.4954	0.6513	0.2918	0.288	0.7687
		10,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.16589	0.099913	0.15733	0.032157	0.010771	0.063562
			係数 b	2161.6	1017.7	842.3	780.46	266.3	191.26
	第2類	S < 500 m ² A = a × S + b	係数 a	3.9889	0.86646	0.63859	1.736	0.26766	0.11734
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	135.87	21.041	5.9955	145.48	26.356	0.69605
			係数 b	0.4342	0.4954	0.6513	0.2918	0.288	0.7687
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.21742	0.070424	0.12355	0.038186	0.0065756	0.054146
			係数 b	5666.1	1434.6	1322.9	1853.5	325.13	325.86

建築物の類型	建築物の用途等	適用規模及び算定式 A : 業務量(人・時間) S : 延面積の合計(m ²)		一般業務に係る総人・時間数の算出に係る係数					
				設計			工事監理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第五号	第1類	S < 300 m ² A = a × S + b	係数 a	2.9666	0.93741	0.85686	1.9777	0.30224	0.2832
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		300 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ² A = a × S _b	係数 a	140.83	24.644	30.268	281.93	20.859	13.956
			係数 b	0.3279	0.4412	0.3907	0.1374	0.2988	0.3603
		10,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.094632	0.063263	0.043214	0.013732	0.0097695	0.013888
			係数 b	1939.7	801.24	673.93	862.08	229.26	246.56
	第2類	S < 300 m ² A = a × S + b	係数 a	3.8502	0.93741	0.85686	3.953	0.30224	0.2832
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		300 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	181.67	24.644	30.268	552.58	20.859	13.956
			係数 b	0.3279	0.4412	0.3907	0.1374	0.2988	0.3603
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.076613	0.042947	0.028328	0.014802	0.0060089	0.0089137
			係数 b	3140.7	1087.9	883.53	1858.5	282.02	316.52
第六号	第1類	S < 500 m ² A = a × S + b	係数 a	2.1014	0.97124	0.64999	1.0925	0.26473	0.25329
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ² A = a × S _b	係数 a	40.11	19.475	10.918	34.429	3.7726	10.172
			係数 b	0.5291	0.5253	0.5575	0.4517	0.5993	0.4337
		10,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.27745	0.12915	0.10337	0.099672	0.056427	0.023955
			係数 b	2469.4	1167	820.44	1209.9	377.27	312.79
	第2類	S < 1,000 m ² A = a × S + b	係数 a	2.3642	0.70946	0.48962	1.0678	0.21289	0.17947
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	61.769	19.475	10.918	48.2	3.7726	10.172
			係数 b	0.5291	0.5253	0.5575	0.4517	0.5993	0.4337
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.30829	0.092936	0.076065	0.095421	0.042743	0.016178
			係数 b	5487.4	1679.7	1207.5	2316.5	571.56	422.48
第七号	第1類	S < 500 m ² A = a × S + b	係数 a	2.17	0.74245	0.79318	0.90637	0.18477	0.29608
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	16.716	6.0055	6.6337	4.5694	0.7395	1.623
			係数 b	0.675	0.6737	0.6677	0.748	0.814	0.7504
	20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.45144	0.1598	0.16486	0.28177	0.095405	0.10282	
		係数 b	4347.2	1548.1	1640.8	1898.7	436	683.98	
第八号	第1類	S < 1,000 m ² A = a × S + b	係数 a	2.4259	0.52807	0.44617	0.76574	0.19497	0.17254
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	249.49	11.089	1.8589	108.09	11.053	10.185
			係数 b	0.3307	0.5657	0.801	0.2879	0.4323	0.4285
	第2類	S < 1,000 m ² A = a × S + b	係数 a	0.1091	0.085024	0.20748	0.026932	0.017281	0.015201
			係数 b	4415.9	1305.5	1031	1332.3	453.87	405.48
		1,000 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	2.6464	0.52807	0.44617	1.2712	0.19497	0.17254
			係数 b	24	24	24	24	24	24
第九号	第1類	S < 1000 m ² A = a × S + b	係数 a	271.94	11.089	1.8589	177.27	11.053	10.185
			係数 b	0.3307	0.5657	0.801	0.2879	0.4323	0.4285
		1000 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ² A = a × S _b	係数 a	0.11891	0.085024	0.20748	0.044169	0.017281	0.015201
			係数 b	4813.4	1305.5	1031	2184.9	453.87	405.48
第2類	S < 1,000 m ² A = a × S + b	係数 a	4813.4	1305.5	1031	2184.9	453.87	405.48	
		係数 b	24	24	24	24	24	24	
	1,000 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	76.603	98.496	18.167	274.1	4.8049	8.7172	
		係数 b	0.5411	0.3345	0.5261	0.2882	0.5464	0.4637	
第九号	第1類	10,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.32193	0.071749	0.12155	0.049474	0.040253	0.028934
			係数 b	2730.3	1427.5	1094.9	1221.9	334.16	334.65
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	3.1937	0.96893	0.66399	1.9828	0.18536	0.19052
			係数 b	24	24	24	24	24	24
第九号	第2類	1,000 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	76.603	98.496	18.167	274.1	4.8049	8.7172
			係数 b	0.5411	0.3345	0.5261	0.2882	0.5464	0.4637
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.44033	0.045235	0.087517	0.068569	0.029393	0.019951
			係数 b	7468.9	1800	1576.7	3387.1	488.03	461.51

建築物の類型	建築物の用途等	適用規模及び算定式 A : 業務量(人・時間) S : 延面積の合計(m ²)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
				設計			工事監理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第十号	第1類	S < 300 m ² A = a × S + b	係数 a	3.1223	1.1681	1.0349	1.5576	0.23378	0.24266
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		300 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ² A = a × S _b	係数 a	44.05	20.902	8.6156	33.143	7.4333	3.0652
			係数 b	0.5404	0.5059	0.6415	0.4727	0.4451	0.6053
		10,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.34535	0.11165	0.20346	0.12184	0.019954	0.048936
			係数 b	2937.2	1090.4	1137.1	1359.1	248.77	319.1
	第2類	S < 1,000 m ² A = a × S + b	係数 a	2.4619	0.66447	0.70008	0.99149	0.13687	0.17661
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	59.467	20.902	8.6156	38.777	7.4333	3.0652
			係数 b	0.5404	0.5059	0.6415	0.4727	0.4451	0.6053
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.33903	0.079271	0.15869	0.098907	0.013583	0.037223
			係数 b	5766.8	1548.4	1773.8	2206.6	338.68	485.45
第十一号	第1類	S < 500 m ² A = a × S + b	係数 a	2.0767	0.62249	0.64742	1.4728	0.2065	0.30504
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ² A = a × S _b	係数 a	14.724	5.779	2.1861	188.3	6.4081	7.0764
			係数 b	0.6885	0.6534	0.8157	0.2246	0.4809	0.5176
		10,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.57535	0.15511	0.32659	0.03347	0.025845	0.043073
			係数 b	2603	822.75	737.88	1155.5	278.99	401.44
	第2類	S < 500 m ² A = a × S + b	係数 a	3.2666	0.62249	0.64742	3.0848	0.2065	0.30504
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ² A = a × S _b	係数 a	22.97	5.779	2.1861	387.89	6.4081	7.0764
			係数 b	0.6885	0.6534	0.8157	0.2246	0.4809	0.5176
		10,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.89756	0.15511	0.32659	0.068947	0.025845	0.043073
			係数 b	4060.9	822.75	737.88	2380.3	278.99	401.44
第十二号	第1類	S < 300 m ² A = a × S + b	係数 a	2.7675	1.35	0.67659	1.1863	0.34015	0.51456
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		300 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ² A = a × S _b	係数 a	21.107	11.82	1.5035	9.06	5.0863	4.7545
			係数 b	0.6488	0.6297	0.8796	0.655	0.5628	0.6355
		10,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.53918	0.24578	0.4363	0.24738	0.051045	0.10525
			係数 b	2918.7	1445.4	597.25	1303	396.54	603.67
	第2類	S < 500 m ² A = a × S + b	係数 a	3.498	1.1356	0.66346	1.8842	0.28806	0.44555
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m ² ≤ S ≤ 20,000 m ² A = a × S _b	係数 a	31.45	11.82	1.5035	16.489	5.0863	4.7545
			係数 b	0.6488	0.6297	0.8796	0.655	0.5628	0.6355
		20,000 m ² < S A = a × S + b	係数 a	0.62981	0.19014	0.40137	0.35447	0.0377	0.081751
			係数 b	6818.4	2236.4	1098.8	3734.1	585.74	937.8

別表 1-3 耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち設計意図伝達業務を除いた業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数
A : 業務量(人・時間) S : 延面積の合計(m ²)		構造
500 m ² ≤ S ≤ 7,500 m ² A = a × S _b	係数 a	3.4765
	係数 b	0.6011

別表 1-4 耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式		耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数
A : 業務量(人・時間) S : 延面積の合計(m ²)		
500 m ² ≤ S ≤ 7,500 m ² A = a × S _b	係数 a	21.052
	係数 b	0.4179

別表2-1 改修設計に係る図面1枚毎の複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数	図面の複雑度			複雑度に係る係数
建築	A	簡易	0.6	設備	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0		B	標準	1.0
	C	複雑	1.4		C	複雑	1.4

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表2-2 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目		延べ面積											
		五百平方メートル	七百五十平方メートル	千平方メートル	千五百平方メートル	二千平方メートル	三千平方メートル	五千平方メートル	七千五百平方メートル	一万平方メートル	一万五千平方メートル	二万平方メートル	
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.02	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	0.06	0.08	0.08
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 基本設計図書の作成	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
	(6) 概算工事費の検討	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	
実施設計等に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.43	0.41	0.41	0.40	0.38	0.37	0.34	0.33	0.32	0.30	0.29
		(ii) 建築確認申請図書の作成	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	(5) 概算工事費の検討	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	

別表 2-3 工事監理に関する業務細分率

業務内容の項目		延べ面積												
		五百 平方 メー トル	七百 五十 平方 メー トル	千平 方メ ー トル	千五 百平 方メ ー トル	二 千平 方メ ー トル	三 千平 方メ ー トル	五 千平 方メ ー トル	七 千五 百平 方メ ー トル	一 万平 方メ ー トル	一 万五 千平 方メ ー トル	二 万平 方メ ー トル		
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
	(2) 設計図書の内容の把握等の業務	(i) 設計図書の内容の把握	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	
		(ii) 質疑書の検討	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
	(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務	(i) 施工図等の検討及び報告	0.10	0.10	0.11	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19	
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16		
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08		
(6) 工事監理報告書等の提出	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.08			
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
	(2) 工程表の検討及び報告		0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	(3) 設計図書に定めのある施行計画の検討及び報告		0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		

別表 2-4 工事監理業務に関する標準的な項目別対象外業務率

	業務項目	項目別対象外業務率	
工事監理に係る対象外業務率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等の業務	(i) 設計図書の内容の把握	0.13
		(ii) 質疑書の検討	0.12
	(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認	—	
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	0.10	
(6) 工事監理報告書等の提出	0.04		
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	1.00	
	(2) 工程表の検討及び報告	—	
	(3) 設計図書に定めのある施行計画の検討及び報告	—	
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.05
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立会い	1.00	
	(6) 関係機関の検査立会い等	0.09	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	1.00	
	(ii) 最終支払い請求の審査	1.00	

別表 2-5 新築工事の工事監理業務における追加業務（完成図の確認）に係る追加業務率

対象 \ 延べ面積	五百平方メートル	七百五十平方メートル	千平方メートル	千五百平方メートル	二千平方メートル	三千平方メートル	五千平方メートル	七千五百平方メートル	一万平方メートル	一万五千平方メートル	二万平方メートル
建築工事	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.007	0.007	0.008	0.009	0.009
設備工事	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.007	0.007	0.008	0.008	0.009	0.009

(注) 表中の数字は別表 1-1 に掲げる建築物の類型、面積に応じて別表 1-2 に掲げる算定式により算定した建築工事（総合及び構造）又は設備工事に係る工事監理に係る業務量に対する比をそれぞれ表す。